

# 年末調整 練習問題

(平成26年)

補足事項に留意し、扶養控除申告書を整理し、保険料控除申告書・配偶者特別控除申告書、一人別徴収簿および源泉徴収票、年末調整一覧表を作成しなさい。

## 補足事項

会社情報 株式会社しっぺい商会 (磐田市見付2753-2 電話 0538-32-4105) 代表取締役 志津平太郎 20日締め、25日払い
志津平太郎 小規模企業共済の証明書(個人型年金加入者掛金) 240,000円あり
乙 卯ノ介 (おつ らんのすけ) 取締役、乙欄者 大正11年11月11日生 磐田市安久路22
三ッ木真薄 平成26年6月21日入社 入社までに雇用保険の失業給付 1,180,000円を受けた 失業中に健保の任意継続保険料 111,104円、国民年金保険料 61,000円支払う(証明書等あり) 前勤務先より退職金 3,000,000円を受けた(勤続年数10年、一般退職) 前勤務先の源泉徴収票の内容は 問題商会(株) 磐田市豊田88 電話0538-88-8888 平成26年3月25日退職 給料・賞与 支払額 2,400,000円 源泉税 81,150円 社会保険料 288,768円
次の者には通勤手当があり、全額課税で処理していた 船津 椎 月額 11,900円支給 自家用車にて通勤 片道16キロ 久万 紋 月額 7,800円支給 自家用車にて通勤 片道12キロ 群馬知安 月額 6,900円支給 自家用車にて通勤 片道10キロ 三ッ木真薄 月額 4,000円支給 自家用車にて通勤 片道3キロ
次の2名の住宅借入金等特別控除の年末残高証明書の内容は次のとおり 志津平太郎 [住宅の借入金] 借換え直前の当初金額 16,350,880円 借換えによる新たな当初金額 17,200,000円 年末残高 10,627,223円 群馬知安 [住宅の借入金] 借換え直前の当初金額 15,222,832円 借換えによる新たな当初金額 15,000,000円 年末残高 9,762,651円

	(1) 志津 平太郎			(2) 乙 卯ノ介		
	総支給額	社会保険料	源泉徴収税	総支給額	社会保険料	源泉徴収税
1月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
2月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
3月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
4月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
5月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
6月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
7月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
8月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
9月	1,600,000	113,088	235,902	88,000	0	3,200
10月	1,600,000	114,185	235,533	88,000	0	3,200
11月	1,600,000	114,185	235,533	88,000	0	3,200
12月	1,600,000	114,185	235,533	88,000	0	3,200
小計	19,200,000	1,360,347	2,829,717	1,056,000	0	38,400
賞与7月						
賞与12月						
小計	0	0	0	0	0	0
合計	19,200,000	1,360,347	2,829,717	1,056,000	0	38,400

	(3) 船津 椎			(4) 久万 紋		
	総支給額	社会保険料	源泉徴収税	総支給額	社会保険料	源泉徴収税
1月	420,000	60,709	0	310,000	44,814	3,840
2月	420,000	60,709	0	310,000	44,814	3,840
3月	420,000	60,709	0	310,000	44,814	3,840
4月	420,000	61,058	0	310,000	44,814	3,840
5月	420,000	61,058	0	310,000	44,814	3,840
6月	420,000	61,058	0	310,000	44,814	3,840
7月	420,000	61,058	0	310,000	44,814	3,840
8月	420,000	61,058	0	310,000	44,814	3,840
9月	420,000	61,058	990	310,000	44,814	3,840
10月	420,000	61,784	990	310,000	45,380	3,840
11月	420,000	61,784	990	310,000	45,380	3,840
12月	420,000	61,784	990	310,000	45,380	3,840
小計	5,040,000	733,827	3,960	3,720,000	539,466	46,080
賞与7月	700,000	102,760	0	520,000	71,854	9,151
賞与12月	1,290,000	189,885	22,464	730,000	101,538	12,833
小計	1,990,000	292,645	22,464	1,250,000	173,392	21,984
合計	7,030,000	1,026,472	26,424	4,970,000	712,858	68,064

税理士法人イワタックス

	(5) 群馬 知安			(6) 三ツ木 真薄		
	総支給額	社会保険料	源泉徴収税	総支給額	社会保険料	源泉徴収税
1月	230,000	33,598	3,000			
2月	230,000	33,598	3,000			
3月	230,000	33,598	3,000			
4月	230,000	33,598	3,000			
5月	230,000	33,598	3,000			
6月	230,000	33,598	3,000			
7月	230,000	33,598	3,000	960,000	106,480	54,810
8月	230,000	33,598	3,000	960,000	106,480	54,810
9月	230,000	33,598	3,000	960,000	106,480	54,810
10月	230,000	34,023	3,000	960,000	107,577	54,810
11月	230,000	34,023	3,000	960,000	107,577	54,810
12月	230,000	34,023	3,000	960,000	107,577	54,810
小計	2,760,000	404,451	36,000	5,760,000	642,171	328,860
賞与 7月	370,000	51,174	6,510			
賞与12月	540,000	75,114	9,492	1,000,000	141,770	157,725
小計	910,000	126,288	16,002	1,000,000	141,770	157,725
合計	3,670,000	530,739	52,002	6,760,000	783,941	486,585

				総合計		
	総支給額	社会保険料	源泉徴収税	総支給額	社会保険料	源泉徴収税
1月				2,648,000	252,209	245,942
2月				2,648,000	252,209	245,942
3月				2,648,000	252,209	245,942
4月				2,648,000	252,558	245,942
5月				2,648,000	252,558	245,942
6月				2,648,000	252,558	245,942
7月				3,608,000	359,038	300,752
8月				3,608,000	359,038	300,752
9月				3,608,000	359,038	301,742
10月				3,608,000	362,949	301,373
11月				3,608,000	362,949	301,373
12月				3,608,000	362,949	301,373
小計				37,536,000	3,680,262	3,283,017
賞与 7月				1,590,000	225,788	15,661
賞与12月				3,560,000	508,307	202,514
小計				5,150,000	734,095	218,175
合計				42,686,000	4,414,357	3,501,192

税理士法人イワタックス

# 平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	シツ ハイタロウ 志津 平太郎	世帯主の氏名	志津 平太郎	配偶者の無(有) <input checked="" type="checkbox"/> (無) <input type="checkbox"/>	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	生年月日	昭和22年2月2日	あなたとの続柄	本人		
市区町村長	磐田市見付 2753-2	あなたの住所又は居所	(郵便番号) 磐田市見付11				

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和20.1.1以前生)	特定扶養親族(平4.1.2生) (平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)	
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者	志津 イフ	昭和19.10.10			磐田市 申泉 88-9 9月9日死	老齢厚生年金 39万円 × 4回		
	B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平11.1.1以前生)	1	磐田 タツ	昭和7.7.7	同居老親等	その他	〃	遺族厚生年金 30万円 × 6回	
		2	磐田 クス	昭和13.3.13	同居老親等	その他	〃	老齢厚生年金 26万円 × 6回	
		3	志津 彩子	昭和11.1.2	同居老親等	その他	磐田市見付11		
		4			同居老親等	その他			
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 (右の該当する番号及び欄に○を付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	1 障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡婦 3 特別の寡婦 ④ 寡夫 5 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」についての「ご注意」の②をお読みください。)	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)	
		一般の障害者			( ) A)		志津 イフ... 身体障害者手帳 1級 磐田 タツ... 身体障害者手帳 2級 磐田 クス... 身体障害者手帳 3級		

D 他の所得者が控除を受ける等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者		
						氏名	あなたとの続柄	住所又は居所
			明・大 昭・平 . . .					
			明・大 昭・平 . . .					

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に) 関する事項	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族 (平11.1.2以後生)	1		平 . . .		円	
	2		平 . . .			
	3		平 . . .			

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

# 平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	フナツ シズキ 船津 維々	世帯主の氏名	船津 維々	配偶者の有無	有	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長		生年月日	昭和44年4月4日	あなたとの続柄	母	無		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	〒270-0233 船津市 大久保 33					

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭20.1.1以前生)	特定扶養親族(平4.1.2生) (平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者			昭・平				円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平11.1.1以前生)	1 船津 英子	子	昭・平 4.1.2	同居老親等	その他	船津市 大久保 33	8月2日就職	(給与収入 100万円/年)
	2 船津 美依	〃	昭・平 8.1.1	同居老親等	その他	〃	学生	
	3 船津 泥	〃	昭・平 11.1.1	同居老親等	その他	〃		
	4 船津 維々	母	昭・平 20.1.1	同居老親等	その他	〃		老齢基礎年金 12万円×6回
	5 乙殿 葉々	夫の母	昭・平 18.8.8	同居老親等	その他	〃		老齢基礎年金 10万円×6回
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	② 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生		左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」についてのご注意)の(2)をお読みください。 船津 維々…平成25年5月5日夫と離婚、身体障害者手帳5級 船津 泥…精神障害者保健福祉手帳2級
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所		異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者(氏名、あなたとの続柄、住所又は居所)	
			昭・平					

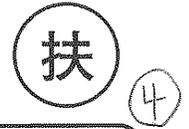
- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平11.1.2以後生)	1		平		円	
	2		平			
	3		平			

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

# 平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	久万 風三	世帯主の氏名	久万 風三	配有 偶者の 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合 には、○印を付け てください。)
税務署長		あなたの住所 又は居所	久万 紋	あなたとの続柄	義父		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	生年月日	昭和三十二年二月二日		磐田市 岡 44		

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭20.1.1以前生)	特定扶養親族 (平4.1.2生 平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった 場合に記載してください。)																
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者	久万 吾郎	昭和三十二年三月三日			磐田市 岡 44		5月25日死亡。給与収入120万円/年																
	B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平11.1.1以前生)	1 久万 花子	昭和三十八年八月八日	同居老親等	その他	〃		青専給与収入96万円/年																
		2	昭和三十二年	同居老親等	その他																			
		3	昭和三十二年	同居老親等	その他																			
		4	昭和三十二年	同居老親等	その他																			
		5	昭和三十二年	同居老親等	その他																			
	C 障害者 寡婦 寡夫 又は勤労学生 <small>(右の該当する番号及び欄に○を付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)</small>	1 障害者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td>( )人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>( )人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>( )人</td> </tr> </table>		区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	一般の障害者			( )人	特別障害者			( )人	同居特別障害者			( )人	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に ついてのご注意」の②をお読みください。)		異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった 場合に記載してください。)
区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族																					
一般の障害者			( )人																					
特別障害者			( )人																					
同居特別障害者			( )人																					
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所		異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 続柄 住所又は居所																	
			昭和三十二年																					
			昭和三十二年																					

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に 関する事項) 16歳未満の 扶養親族 (平11.1.2以後生)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった 場合に記載してください。)
	1 久万 元子	子	平25.5.5	磐田市 岡 44	円	
	2		平 . .			
	3		平 . .			

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

# 平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名 アンマ ケン 群羊馬 知安	世帯主の氏名 群馬 知安	有配偶者の無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
税務署長		生年月日 昭和 7 年 7 月 7 日	あなたとの続柄 本人	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号) 磐田市 国府台 55		

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出  
 (提出している場合には、○印を付けてください。)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和20.1.1以前生)	特定扶養親族(平4.1.2生/平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)																		
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者	佐野 丸子	昭和 6.6.6			磐田市 国府台 55	学生 円																			
	B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平11.1.1以前生)	1		明・大	同居老親等	その他																				
		2		明・大	同居老親等	その他																				
		3		明・大	同居老親等	その他																				
		4		明・大	同居老親等	その他																				
		5		明・大	同居老親等	その他																				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>( )</td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	一般の障害者				( )	特別障害者				( )	同居特別障害者				( )		2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 ⑤ 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3. 記載に」についてのご注意)の②をお読みください。 佐野丸子... 12月30日入籍予定 県立ジュビロ文化大学 第二部在学中	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族																						
一般の障害者				( )																						
特別障害者				( )																						
同居特別障害者				( )																						
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所		異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 続柄 住所又は居所																			
			明・大																							
			明・大																							

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由	(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平11.2以後生)	1		平 . . .		円		
	2		平 . . .				
	3		平 . . .				

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

# 平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	ミツキ マクス 三ツ木 真薄	世帯主の氏名	三ツ木真薄	配偶者の有無 有 無 <input checked="" type="checkbox"/>
税務署長		生年月日	昭和55年5月5日	あなたとの続柄	本人	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(郵便番号) 磐田市 今之浦 66			

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出  
(提出している場合には、○印を付けてください。)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和20.1.1以前生)	特定扶養親族(平4.1.2生) (平8.1.1生)	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 <small>(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)</small>	
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者		明・大昭・平 . . .				円		
	B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平11.1.1以前生)	1	三ツ木 実尼 母	昭・大平 20.6.6	同居老親等	その他	磐田市 三之宮 77 介護老人保健施設まごころ		
		2		明・大昭・平 . . .	同居老親等	その他		収入なし	
		3		明・大昭・平 . . .	同居老親等	その他			
		4		明・大昭・平 . . .	同居老親等	その他			
5			明・大昭・平 . . .	同居老親等	その他				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 <small>(右の該当する番号及び欄に○を付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)</small>	1	障害者	該当者 本人	控除対象配偶者	扶養親族	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」についてのご注意)の②をお読みください。		異動月日及び事由 <small>(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)</small>	
		一般の障害者			( )人				
		特別障害者			( )人		三ツ木真薄... 外国人居住者		
		同居特別障害者			( )人		三ツ木実尼... 常に就床を要し、複雑な介護を要する		
		2 寡婦							
	3 特別の寡婦								
	4 寡夫								
	5 勤労学生								
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所		異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所		
			明・大昭・平 . . .						
			明・大昭・平 . . .						

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

### ○住民税に関する事項

(住民税に関する事項) 16歳未満の扶養親族(平11.2以後生)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 <small>(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)</small>
	1		平 . . .		円	
	2		平 . . .			
	3		平 . . .			

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



平成26年分 生命保険料控除証明書 (個人年金用)

ご契約者		様	
契約番号 (証券記号番号)	保険料払込期間	年金種類	適用制度 (裏面を参照ください)
25年	25年	確定	旧生命保険料控除制度
払込方法	契約日	年金支払期間	年金支払開始日
月払	平成15年 8月 1日	10年	平成 40年 8月 1日
年金受取人名	様		受取人生年月日

H26年 9月までのお払込額を以下のとおり証明いたします。

一般	一般生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般証明額 (A)-(B)
個人年金	個人年金保険料 (C)	個人年金証明額 (D)	
	142,803円	142,803円	142,803円

<ご参考>本年中に12月分までの保険料をお払込みの場合、以下のとおり申請ください。(既にお払込み済の場合も含まれます。)

一般	年間一般生命保険料 (a)	配当金 (相当額) (b)	一般申告額 (a)-(b)
個人年金	年間個人年金保険料 (c)	個人年金申告額 (d)	
	190,404円	190,404円	190,404円

証明日 平成26年10月 7日

日本生命保険相互会社

この「証明書」は、生命保険料控除を受けるためのお払込保険料額を証明するもので、申告時に提出が必要です。(生命保険料控除申告以外には使用できません。また、記載事項を訂正した場合は無効となります。)

個人年金証明額または申告額がある場合、一般生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料控除の適用を受けることができます。

- 申告いただく金額は、本年1月から12月末までのお払込保険料額です。(税法により配当金欄に記載の金額を差引きます。)月払契約は12月末までのお払込みでも翌年1月期月以降は翌年の申告となります。
- 特約(定期・災害・医療関係特約等)保険料は、個人年金保険料控除の対象になりません。一般生命保険料として一般証明額欄に記載しています。
- 当社がお立替えた保険料がある場合、お払込保険料額に含まれています。
- この「証明書」は証明日現在で作成しています。

証明日 平成26年 9月 4日

平成26年分

地震保険料控除対象掛金証明書

地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 様

県 組合 支所	契約番号	契約年月日	共済種類
22 270 057		平成 1年 7月 14日	建物更生
掛金払込方法	共済期間		
月払	30年		
火災共済金額	内、住宅部分の火災共済金額		
500万円	( 万円)		
地震保険料	控除対象掛金(月額)	割戻金	年間控除対象掛金証明額
	375円	-円	4,495円
旧長期損害	共済掛金(月額)	割戻金	年間払込掛金合計
	3,150円	-円	37,800円

8月までお払込済(払込継続中) 満期返戻金あり

家財家具一式

遠州中央農業協同組合

証明金額についてのご注意

[保険料控除の該当区分について]

この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれが多い方をご選択ください。

[保険料控除の対象証明額について]

「年間控除対象掛金証明額」(地震保険料控除)、「年間払込掛金合計」(経過措置)は本年中に12月掛金までお払込み済の場合の申告額です。本年中の掛金払込みにもとづき申告してください。共済掛金の増減を伴うような変更があった場合には、その年から経過措置の適用が受けられなくなります。

申告の際には、申告書に当該証明書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

DNP

平成26年 共済掛金払込証明書

契約者	様		
加入者	※上記、契約者となります。		
加入者番号	様		
加入コース	生命共済(総合保障4型+特約)		
(1)保険料(12月までの予定共済掛金額)	60,000円		
(2)割戻金(分配を受けた金額)	18,882円		
(3)本年中の払込掛金予定金額 ※上記(1)-(2)	41,118円		
内訳	一般の生命保険料(新)	介護医療保険料	損害保険料
(1)保険料	27,840円	31,680円	480円
(2)割戻金	8,761円	9,970円	151円
生命保険料控除用(本年中に支払った保険料の金額)			
保険会社等の名称	全国生協連		
保険等の種類	定期生命共済		
保険期間	1年		
保険金等の受取人(※氏名)	※契約者と同じ		
一般の生命保険料(新保険料等)	19,079円		
介護医療保険料	21,710円		
控除対象外(損害保険料)の金額	329円		
※申告の際は、太枠内を申告書にご記入ください。			

共済取扱団体 静岡県民共済生活協同組合

証明日:平成26年9月10日

Tel.054-254-5581

証明者(共済元受団体)

全国生活協同組合連合会

〒336-8608 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-10

これらの証明書は  
久万紋さんのものです



ゆるキャラグランプリ2014 第10位

# 平成26年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書



(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)				(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたの続柄(フリガナ)		
	税務署長			あなたの住所又は居所			
新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	住宅借入金等の内訳	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	項目	金額等	
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥ 円	
家屋又は土地等の取得対価の額	②	(下の④) 円	(下の⑤) 円	(下の④+⑤)又は(下の⑥+⑦) 円	増改築等の費用の額	⑦ (下の⑧) 円	
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	(下の④)㎡ %	(下の⑤)㎡ %	(備考の(注1)参照) %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧ (下の⑨)円 %	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨ 円	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤	円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩ 円	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪	(最高2,000万円) 円	年間所得の見積額 円		現在の給与の支払者の下で、前年以前に年末調整により既にこの控除を受けたことのある方は、右の文字を○で囲んでください。 … 有		
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫	(下の⑬) 円	備考		連帯債務による住宅借入金等の年末残高 円		
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑫と⑩の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬	(最高200万円) 円			住宅資金の贈与の特例を受けた金額 円		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×0.5%)	⑭	(100円未満の端数切捨て) 円	(注1) ⑥欄の③の記入に当たっては、裏面の「※⑥欄の③の記入について」をお読みください。 (注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けない方は、⑫欄及び⑬欄の記入の必要はありません。				

◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
 ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
 ◎ 現在の給与の支払者の下で年末調整によりこの控除を受けるのが初めての方は、税務署が発行する「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」の添付も必要ですので、税務署に申請してその証明書の交付を受けてください。

(参考事項)

私が、平成20年分の所得税について適用を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の内容は、次のとおりです。

〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

磐田市見付2753-2 1

志津 平太郎

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	平成20年11月16日		居住開始年月日	平成20年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	60,585,000 円	円	増改築等の費用の額	円	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	250.44 ㎡	㎡	①のうち居住用部分の費用の額	円	
①又は②のうち居住用部分の床面積又は面積	250.44 ㎡	㎡	特定増改築等の費用の額	円	
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	200,000 円	

◎ この申告書は平成26年まで保存し、平成26年分の年末調整を受ける時までには給与の支払者に提出してください。

# 平成26年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書



(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄	
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所		

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	住宅借入金等の内訳	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高 ⑥ 円
家屋又は土地等の取得対価の額	②	(下の④) 円	(下の⑤) 円	(下の④+⑤)又は(下の④+⑤) 円	増改築等の費用の額 ⑦ (下の⑦) 円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	(下の③) m <sup>2</sup> %	(下の④) m <sup>2</sup> %	(備考の(注1)参照) %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合 ⑧ (下の⑧) 円 %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方) ⑨ 円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤	円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧) ⑩ 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪	(最高5,000万円) 円	年間所得の見積額		現在の給与の支払者の下で、前年以前に年末調整により既にこの控除を受けたことのある方は、右の文字を○で囲んでください。... 有
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫	(下の⑫) 円	備考		
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬	(最高200万円) 円			連帯債務による住宅借入金等の年末残高 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×1%)	⑭	(100円未満の端数切捨て) 円			住宅資金の贈与の特例を受けた金額 円

- ◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
- ◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
- ◎ 現在の給与の支払者の下で年末調整によりこの控除を受けるのが初めての方は、税務署が発行する「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」の添付も必要ですので、税務署に申請してその証明書の交付を受けてください。

□□□-□□□□

磐田市国府台55

群馬 知安

### (参考事項)

私が、平成21年分の所得税について適用を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の内容は、次のとおりです。

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項	
項目	家屋	土地等	項目	増改築等
居住開始年月日	平成21年 7 月 18 日		居住開始年月日	平成21年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	19,000,000 円	円	増改築等の費用の額	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	105.50 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	①のうち居住用部分の費用の額	円
①又は②のうち居住用部分の床面積又は面積	105.50 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	特定増改築等の費用の額	円
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	178,700 円

○ この申告書は平成26年まで保存し、平成26年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出してください。